

## NanoTerasu シェアリング 2000 利用要領

(令和 5 年 12 月 19 日経済局イノベーション推進部企業立地課長決裁)

### (趣旨)

第 1 条 この要領は、NanoTerasu シェアリング 2000 利用要綱（令和 5 年 12 月 19 日経済局長決裁）（以下「要綱」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) コアリション 事業者が一般財団法人光科学イノベーションセンターとナノテラスの利用に関する覚書を締結することによって参加することができる、「産」と「学」による有志連合のことをいう。
- (2) 新設 市内に本社、工場又は研究開発拠点を有しない者が、市内に新たに本社、工場又は研究開発拠点を開設することをいう。
- (3) 増設 市内に本社、工場又は研究開発拠点を有する者が、既存の本社、工場又は研究開発拠点を縮小することなく新たに本社、工場又は研究開発拠点を開設すること又は事業規模を拡大する目的で既存の拠点について設備更新以外の拡張を行うことをいう。

### (申請)

第 3 条 要綱第 4 条の規定による利用の申請は、様式第 1 号、様式第 2 号又は様式第 3 号により、必要書類を添えて市長に提出するものとする。

### (承認)

第 4 条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、当該申請が別に定める基準に適合すると認めるときは、利用承認については様式第 4 号により、利用不承認については様式第 5 号により行うものとする。

### (利用)

第 5 条 前条の承認を受けた者の利用者の区分ごとの利用時間の上限は、別表のとおりとする。

### (利用報告)

第 6 条 要綱第 9 条第 1 項の規定によるナノテラス利用後の報告は、様式第 6 号又は様式第 7 号により行うものとする。

### (利用報告の延期)

第 7 条 知的財産権の取得を意図している等の理由により、利用報告の延期を希望する場合の要綱第 10 条第 1 項の規定による申請は、様式第 8 号により行うものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、承認通知にあつては様式第 9 号により、不承認通知にあつては様式第 10 号により行うものとする。

(委任)

第8条 この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (実施期日)

この要領は、令和5年12月21日から実施する。

附 則 (令和6年9月9日改正)

この改正は、令和6年10月1日から実施する。

附 則 (令和7年9月22日改正)

この改正は、令和7年10月1日から実施する。

附 則 (令和8年3月27日改正)

この改正は、令和8年4月1日から実施する。

別表（第5条関係）

要綱第2条	利用者の区分（利用区分）	利用上限時間
(1)	国内に事業の用に供する施設を置く法人等（法人格を有しない社団等であって、代表者の定めがあり、かつ、ナノテラスの産業利用を目的とする者を含み、大学、国立試験研究機関及び独立行政法人を除く。）	
	宮城県、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、新潟県内に本社、工場又は研究開発拠点がある法人	年度内 48 時間
	上記地域以外の国内に本社、工場又は研究開発拠点がある法人	年度内 24 時間
	コアリションに加入する者で、平成 31 年 3 月 1 日以降に市内に土地又は建物の取得又は賃借により本社、工場又は研究開発拠点を新設又は増設し、当該拠点での事業を継続している法人	合計 80 時間
	コアリションに加入していない者で、平成 31 年 3 月 1 日以降に市内に土地又は建物の取得又は賃借により本社、工場又は研究開発拠点を新設又は増設し、当該拠点での事業を継続している法人	合計 40 時間
(2)	国内の公設試験研究機関（地方公共団体に置かれる試験所、研究所その他の機関(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 2 条第 2 項に規定する公立学校を除く。)及び地方独立行政法人であって試験研究に関する業務を行う者)	市と協議の上決定
(3)	国内の高等学校等（学校教育法第 1 条に規定する学校のうち、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び高等専門学校の本科）	市と協議の上決定
(4)	その他市長が適当と認める者	市長が決定